

町県民税

所得税

確定申告の準備はお早めに

(受付期間は2月18日(月)から3月15日(金))

平成30年分の所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)です（還付申告は2月15日(金)以前でも行えます。）。また、平成30年分の町・県民税（住民税）の申告期限は、平成31年3月15日(金)です。

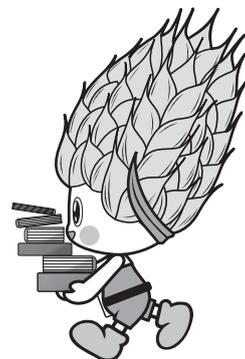
町役場においても、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)の期間に住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告相談を行います。

申告が必要な方は、申告に必要な書類等を準備の上、期限内に申告してください。

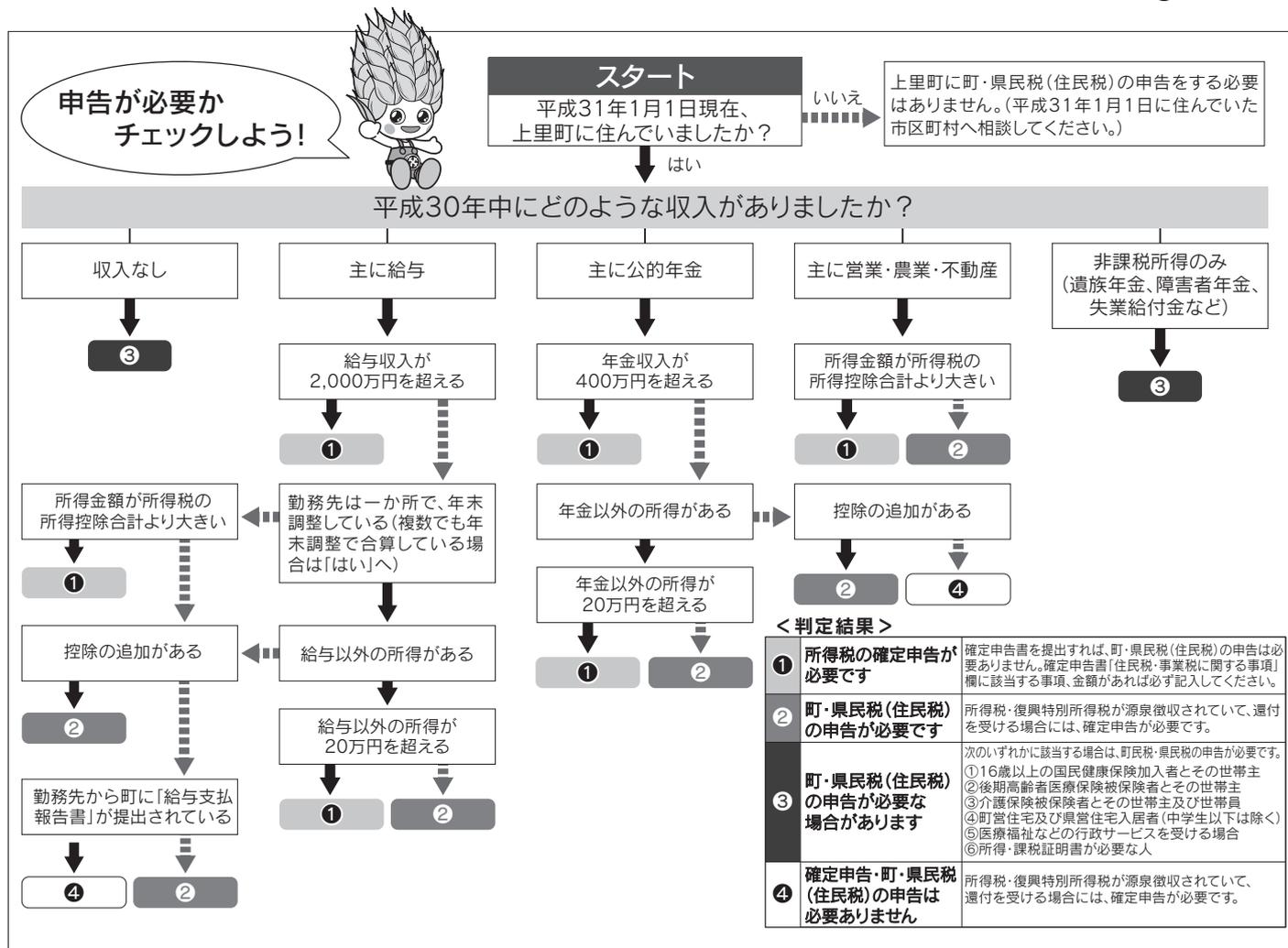
※申告受付等の詳細については、広報2月号でお知らせします。

※町役場で平成30年分の確定申告書等の書類が配布できるのは1月下旬となります。

※昨年、町役場の申告会場で確定申告書を作成した方には、税務署からプレプリント申告書に代わり、「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」が送付されます。



問合せ…税務課住民税係【☎35-1221（内線1131～1133）】



平成30年分からの適用です

配偶者控除・配偶者特別控除の改正が適用されます

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等が改正され、**平成30年分以後**の年度分の所得税から適用されます。

①配偶者控除

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	配偶者控除の適用なし	

②配偶者特別控除

		納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※従前どおり、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。

確定申告時にはマイナンバーと本人確認

申告書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

確定申告書および住民税の申告書に個人番号の記載が必要です。なお、個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示または本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

「本人確認」を行うときに使用する書類の例

	番号確認	身元確認
①	個人番号カード（カードの裏面で番号確認、カードの表面で身元確認が可能です。）	
②	通知カード	運転免許証、健康保険の被保険者証など

「本人確認」とは

個人番号の提供を受ける際は、なりすましを防止するため、番号法において厳格な「本人確認」が義務付けられています。したがって、個人番号を記載した申告書を提出する際には、窓口で「本人確認」をさせていただきます。「本人確認」には、申告書等に記載された個人番号が正しい番号であることの確認【番号確認】と、申告書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認【身元確認】が必要とされています。

申告会場に行かずに確定申告

確定申告書はパソコン等で作成し、郵送等で提出できます

確定申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成できます。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、混雑した確定申告会場に行くことなく、郵送等で提出することができますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で確認できます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

※e-Tax（電子申告）のご利用に際しては、個人番号カード（注）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要となります。

（注）電子証明は個人番号カードに標準搭載されています。また、電子証明の有効期限内であれば、住民基本台帳カードでも可能です。

問合せ…本庄税務署【☎22-2111（自動音声案内）】



申告相談や申告書の作成に

税理士による無料税務相談をご利用ください

下記のとおり、各税理士事務所で申告相談および申告書の作成を無料でを行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡の上、ご利用ください。

対象…年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、および年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時…2月1日(金)～15日(金)(日曜・祝日を除く)の午前9時30分～午後4時

※事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください。

問合せ…関東信越税理士会本庄支部【☎22-7091】

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(金)	小池 裕太	22-3074	本庄市本庄
	柴崎 厚	22-0606	本庄市栄
	多賀谷 実	21-7871	本庄市見福
2月2日(土)	岩堀 薫	21-1678	本庄市朝日町
	根岸 精一	21-2235	本庄市五十子
	松本 和弘	33-0315	上里町三町
2月4日(月)	青木 貴子	22-3491	本庄市南
	野沢 一雄	34-2696	上里町七本木
2月5日(火)	石田九洲男	21-6857	本庄市本庄
	塚本 富雄	76-0684	美里町下兎玉
	松本 正則	34-0307	上里町七本木
2月6日(水)	浅見 秀子	24-0679	本庄市西富田
	三沢 俊之	21-2800	本庄市朝日町
	目時 悟	33-8859	上里町金久保
	木村 睦子	23-1120	本庄市けや木
2月7日(木)	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	田村加代子	33-8859	上里町金久保

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月8日(金)	池田 敦司	71-7901	本庄市西富田
	小暮眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	松本 悦子	24-1965	本庄市若泉
2月9日(土)	小川 輝	21-0888	本庄市牧西
	松本 純一	33-0315	上里町三町
	三澤 力男	25-7988	本庄市朝日町
2月12日(火)	須永 秀和	22-4867	本庄市朝原
	角谷 高之	22-5370	本庄市駅南
	田中 圭二	22-3733	本庄市栗崎
2月13日(水)	入 敏明	71-7792	本庄市千代田
	田村 幸一	71-7808	本庄市下野堂
	塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木
2月14日(木)	藤井 桂一	21-3625	本庄市見福
	松本 健	24-5614	本庄市本庄
	真々田 豊	71-4529	本庄市東台
2月15日(金)	宮田 昌代	33-2764	上里町七本木
	山下 政信	72-1317	本庄市兎玉町吉田林
	吉澤 政志	71-9945	上里町勅使河原

事業者の方へ

給与支払報告書の早期提出にご協力を

平成30年中に給与・賃金等(専従者給与やパート、アルバイト代を含む)を支払った個人・法人は、1月31日(木)までに、給与支払報告書を従業員(給与所得者)が居住している市区町村へご提出ください。なお、町内に居住している給与所得者の給与支払報告書は、税務課住民税係へご提出ください。給与所得者にとって町・県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出してください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220】

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁 ホームページ内 をクリック

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率相談センター (軽減コールセンター) 【専用ダイヤル】0570-030-456
(受付時間)9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。

開催日時、場所については **軽減税率説明会**

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 【専用ダイヤル】0570-081-222
URL <http://kzt-hojo.jp/> (受付時間)9:00～17:00(土日祝除く)

番号確認・本人確認もこれ1枚

マイナンバーカードを申請しましょう！

マイナンバーカードは、身分証にもなる顔写真付きのカードです。「番号確認」と「身元確認」が一枚で同時にできるのはマイナンバーカードだけです。

「マイナポータル」や「子育てワンストップサービス」の利用が可能になるほか、カードに搭載された公的個人認証を利用してe-TAXによる確定申告ができます。

申請は、郵便・パソコン・スマホ・一部の証明写真機から無料で申請できます。

マイナンバーカード申請に関する問合せ
町民福祉課町民係 【☎35-1224】

郵便による申請

- ①個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

パソコンによる申請



- ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。交付申請用のWEBサイト(マイナンバー総合サイト)にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

スマートフォンによる申請

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ②交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。



まちなかの証明用写真機からの申請

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ②画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応しているまちなかの証明用写真機：株式会社DNPフォトイメージングジャパン/
日本オート・フォート株式会社/富士フイルム株式会社



マイナンバーカード交付のお知らせが届いたら、お早目に受け取りをお願いします！

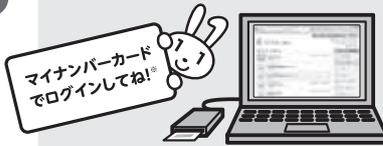
マイナポータルでできること

あなたのポータルサイト

「マイナポータル」

マイナポータルは、国が運営するインターネット上のサービスです。自宅のパソコン等から、国や自治体等が保有している自分の個人情報を閲覧したり、行政機関の間で自分の個人情報がやりとりされた履歴を確認することができます。また、妊娠や子育てに係る手続きがオンラインで行える「子育てワンストップサービス」が利用できるほか、ライフステージに合った情報を行政から受け取ることができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル
【☎0120-95-0178】



※利用には、ICカードリーダライタの準備が必要です。



※画面イメージ(今後変更する場合がございます。)



やりとり履歴(情報提供等記録表示)

あなたの個人情報行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

お知らせ

各種情報保有機関から配信されるお知らせを受信することができますようになります。

行政サービス検索と電子申請

あなたにあったサービスの検索ができたり、行政機関や民間事業者へのオンライン申請・オンライン決済などができます。

あなたの情報(自己情報表示)

あなたの情報を検索して確認することができます。

操作履歴

マイナポータルの操作履歴を表示して確認することができます。

もっとつながる(外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

返信用封筒の期限が延長されています

カード交付申請用封筒の有効期限を延長しています

通知カードに同封して発送したマイナンバーカード交付申請用封筒(返信用封筒)については、差出有効期限が平成29年10月4日までとなっても、平成31年5月31日までは切手を貼らずにそのまま使用できます。

また、総務省、内閣府、地方公共団体情報システム機構のホームページ上に申請者自身で印刷して利用可能な封筒様式を掲載しています。

拡大

差出有効期間
平成29年10月
4日まで
(切手を貼らずに
お出しください)